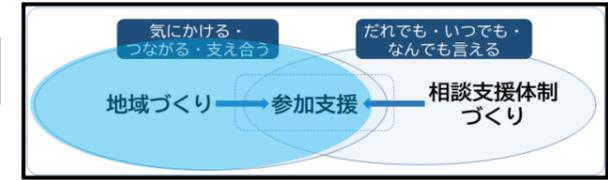


【中核的な取組】 包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和7年3月末時点）

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

基本目標1



地域における見守りネットワークの強化（第4章P61～64）

ア 地域における見守り活動への支援

- ・見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。また、地域住民への周知・啓発により活動の輪が広がり、さらなる担い手を育成できるよう取り組みます。
- ・普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日頃の見守り活動と、防災の取組との間の連携・共有を進め、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

イ 孤立世帯等への専門的対応

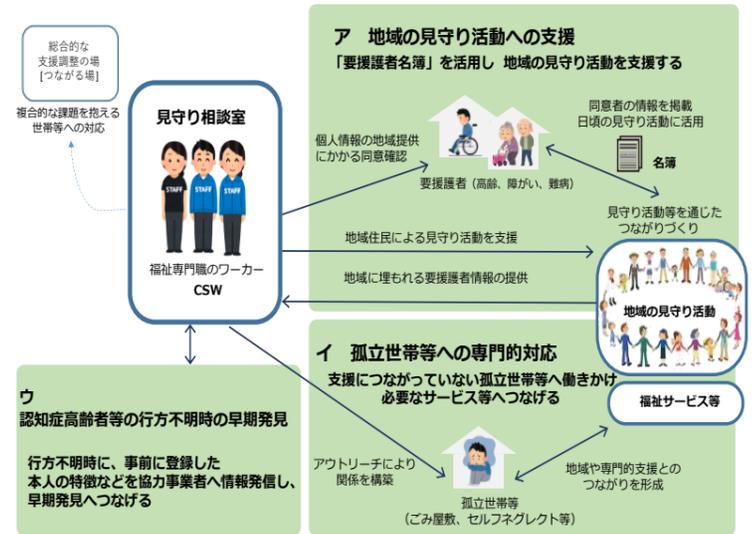
- ・支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区の事例の検証やノウハウの共有、関係機関との合同研修会等の実施により、CSWのさらなるスキルアップと関係機関との連携強化を進めます。

ウ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

- ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診勧奨を行うなどの取組を進めます。

		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
取組内容		ア) 地域団体へ要援護者名簿を提供し、地域での見守りにつなげるとともに、地域団体が行う見守り活動への支援を行い、地域での見守りネットワークを強化する イ) 地域や社会とのつながりから孤立している世帯や複合的な課題を抱える世帯等に対し、福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチを行い、地域の見守り活動や福祉サービス等につなぐ ウ) 認知症高齢者等が行方不明になった際、協力者にメール配信を行い早期発見・事故防止につなげる	・ ・ ・	・ ・ ・
量的成果（指標）		令和5年度末実績／令和6年度末実績		
ア	①活動者が集まり、地域内で見守りについて情報共有や意見交換をしている地域数	270地域／全334地域（名簿提供地域数）（令和5年度末実績） 282地域／全334地域（名簿提供地域数）（令和6年度末実績）	／ 全334地域（名簿提供地域数）	／ 全334地域（名簿提供地域数）
	②地域の活動者から気になる方の情報が見守り相談室に寄せられた地域数（割合）	289地域／全334地域（名簿提供地域数）（86.5%）（令和5年度末実績） 288地域／全334地域（名簿提供地域数）（86.2%）（令和6年度末実績）	／ 全334地域（名簿提供地域数）（ % ）	／ 全334地域（名簿提供地域数）（ % ）
	③地域へ提供を行った要援護者数	81,409人（令和5年度末実績）／80,481人（令和6年度末実績）		
イ	④見守り相談室に寄せられた相談対応件数	71,860件（令和5年度末実績）／75,696件（令和6年度末実績）		
	⑤アウトリーチによる支援を行った件数	9,979件（令和5年度末実績）／11,316件（令和6年度末実績）		
ウ	⑥認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、事前にメール配信の登録を行った件数	4,782人（令和5年度末実績）／4,707人（令和6年度末実績）		
質的成果		ア) ・見守り相談室に配置されているCSWが、地域福祉コーディネーターや民生委員をはじめとする地域の活動者と情報共有を行う中で、要援護者名簿に記載されている対象者だけではなく、気になる人の情報が寄せられる仕組みが定着しつつある。 ・見守り活動者向けのハンドブックを作成し、名簿の活用方法や活動を行う上でのポイントを説明したり、活動者に対して研修を行う等、地域での見守り活動活性化に向けた支援を行っている。また、地域や区社協内で連携を図り、ふれあい喫茶や地域食堂といった、居場所を活用した見守り活動を行っている。 ・ある区では一つの地域での活動事例を他の地域と共有することにより、他の地域にも活動が広がっている。 ・複数の区では、見守り活動に関する報告会等を実施し、活動者のみならず区民に対して見守り活動の必要性についての周知を行った。 イ) ・見守り相談室に、本人や家族、行政や支援機関等から相談が寄せられており、内容も経済的問題やひきこもり等多岐にわたっている。それぞれの相談について、各専門機関等に連携し、適切な支援につなげるとともに、地域から相談が寄せられた事例についても、訪問等を行い、必要な支援や、地域の見守り活動につなげている。支援につながりづらい事例についても、粘り強く訪問を続け関係構築に努めるとともに、区によっては、困難な事例においても、他機関が連携して支援を行うことができるよう、専門支援機関同士の連携を進めている。 ・見守り相談室の役割について、広報誌や区のイベント等で周知を行い、区民や専門支援機関に対して相談室の役割を広く知ってもらう。また、ある区では、出張相談窓口を設ける等、アウトリーチの取り組みを強化している。 ウ) 民生委員やケアマネジャー等を対象に見守りメールについて周知を行った。地域包括支援センターやオレンジチーム、地域の社会福祉施設と連携し、協力者を対象に声掛け訓練の実施や認知症サポーター養成講座の周知を行い、行方不明時の対応方法について理解を深めることが出来た。		
課題と今後の方向性		ア) ・地域によって見守り活動に温度差がある。見守り相談室へ地域から気になる人の相談は寄せられるようになっており、引き続き地域の活動者に対して、見守り活動の必要性の説明や、他地域での取り組み内容の共有を行っていく。また、新たな活動者の育成を行う等、活動の活性化に向けた働きかけを行う。 ・各区の見守り相談室や区役所から聞き取った取り組み内容を福祉局が取りまとめ、各区へ情報共有を行う等、地域でよりよい取り組みが広がっていくための支援を行っていく。 イ) ・適切な相談先につなぐ事が難しいケースや、他機関と連携した支援が必要となる場合も多い。総合的な支援調整の場（つながる場）の活用をはじめ、関係機関と連携をはかるとともに、対象者に対しては粘り強いアプローチを継続する。 ウ) ・長寿化の影響にともない、認知症高齢者の増加も見込まれる。引き続き見守りメール等について周知を行うとともに、他機関とも連携し、認知症についての理解増進をはかる。		

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

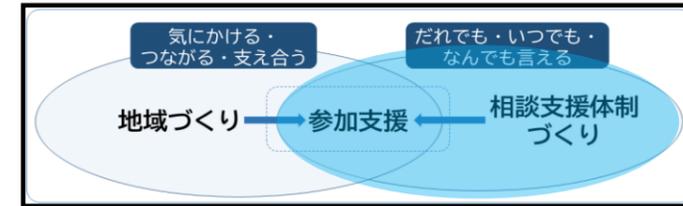


第3期大阪市地域福祉基本計画冊子P61より抜粋

【中核的な取組】 包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和7年3月末時点）

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

基本目標2



複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実（第4章P78～79）

ア 総合的な支援調整の場（つながる場）の開催

・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた世帯に対して、区保健福祉センターが調整役となっており、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

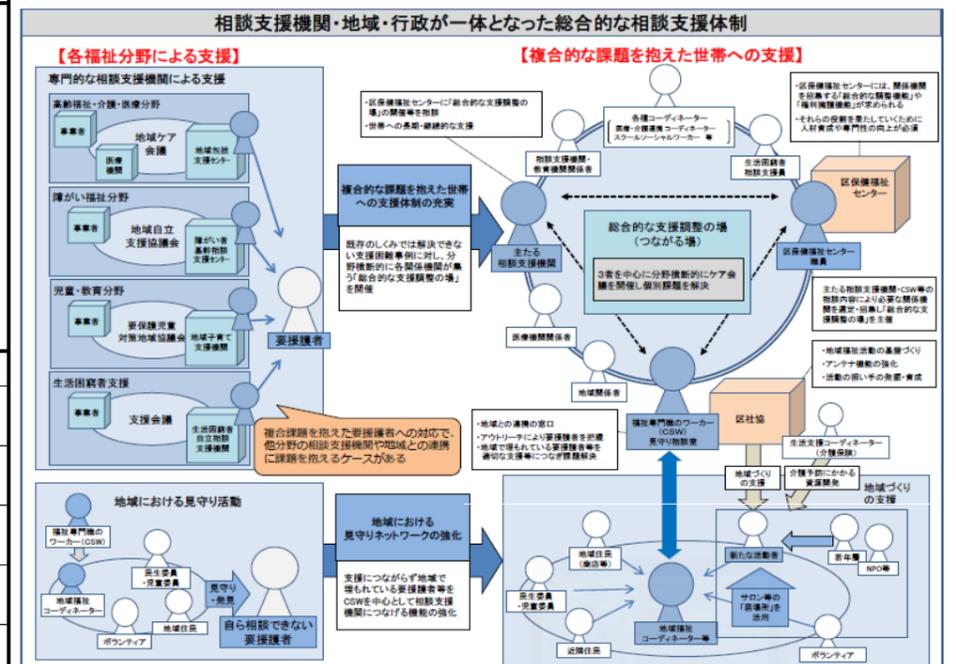
イ 専門家等（スーパーバイザー）による支援

・複合的な課題を抱えた世帯に対する確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

ウ 地域における見守り活動との連携

・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

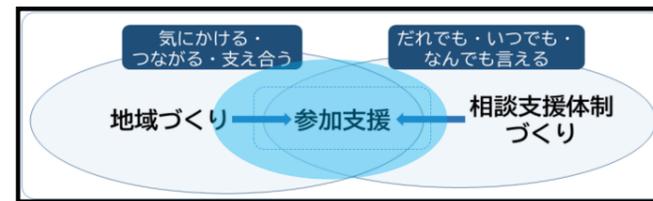
		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	
取組内容		ア）各区内において「つながる場」を開催し、個々の事例に応じた支援を行っている。また、相談支援機関・地域・行政等の連携促進のため、相談支援機関や地域住民、区の職員等を対象とする研修会の開催、情報連携を行うためのツールづくり等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに向けた取組を実施している。 ・福祉局において、各区の事業進捗状況を把握するとともに、好事例の情報共有や課題共有等のため研修会を開催するなど、必要な後方支援を実施している。 イ）福祉局にスーパーバイザーから効果的・効率的に助言を受けられる体制（SVバンク）を構築し、各区の取組を支援している。 ウ）CSWが地域の関係者と連携して発見した複合的な課題等について、「つながる場」を活用し適切な支援につなげるなど連携を進めている。			
量的成果（指標）					
ア	①相談受付件数	380件（令和5年度実績） / 368件（令和6年度実績）			
	②つながる場の開催件数	146件（令和5年度実績） / 166件（令和6年度実績）			
	③研修会等の開催件数	38件（令和5年度実績） / 49件（令和6年度実績）			
イ	④スーパーバイザー（SV）派遣件数	107件（令和5年度実績） / 114件（令和6年度実績）			
ウ	⑤見守り相談室から相談を受けた件数	49件（令和5年度実績） / 30件（令和6年度実績）			
質的成果		・「つながる場」の活用により、関係者の役割分担が明確になり連携がしやすくなるなど、支援者支援につながっている。 ・スーパーバイザーからの助言により、新たな支援の視点を獲得ことができ、相談支援業務が円滑に進むなど、高い効果が得られている。 ・区職員と相談支援機関が協働し研修会を企画・開催することにより、連携体制が強化された区が増えている。 ・各区の研修内容・開発したツールの情報共有を行うことにより、区の特徴を生かした様々なツールが作成され、研修会についても9割以上の区において開催されるようになっていく。 ・福祉局の研修会等において好事例の共有を図ることにより、事業担当職員のスキルアップにつながっている。 ・事業全体を通じて、関係機関と顔の見える関係ができ連携がしやすくなるなど、連携体制の強化が進められている。			
総合的な相談支援体制の充実事業への関わりにより、効果があったと感じる相談機関等の割合		95.9% （令和6年度アンケート結果）			
課題と今後の方向性		・個別の事業を通じて、支援を進めるに当たって地域の課題が明らかになることもあるため、地域課題について話し合う場が必要。 ・今後も相談支援機関等と連携をはかり、粘り強く支援していく。 ・引き続き研修会等の開催や好事例の共有を行い、市全域において事業の水準を高めていく。			



【中核的な取組】 包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点）

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

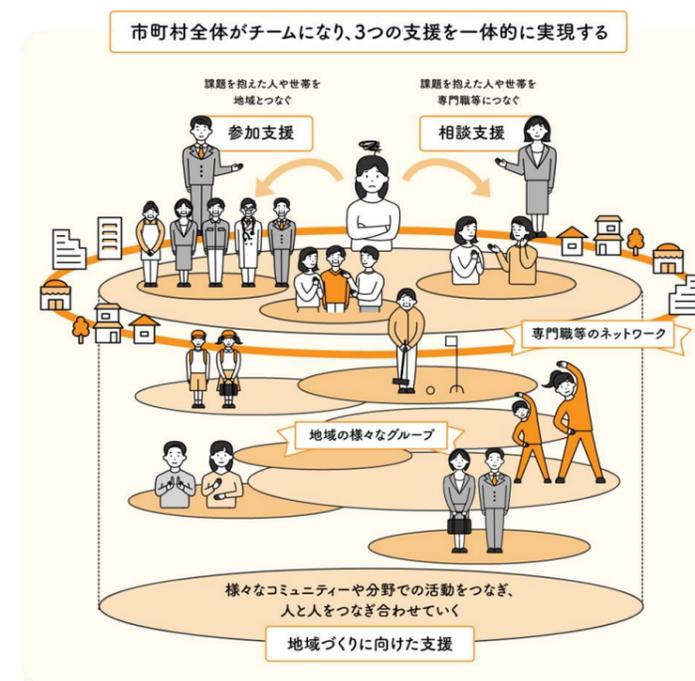
参加支援



「参加支援」とは ～社会とのつながりを作るための支援～（第2章P24抜粋）

- だれもが地域でいきいきと暮らし続けるためには、社会とつながり、自らが地域の一人であると感じられるような「居場所」や「持ち場（役割）」があることも重要。
- 住民が主体となる「地域づくり」を進める上では地域の課題や「気にかかるところ」、住民の興味や関心があることについてみんなで話し合い、多様な居場所や活動につないだり、時には新たな参加の場所を作ったりなど、ともに暮らし支えあえるよう工夫することが大切。
- 相談支援の現場においても、相談や福祉サービス利用の中で見えてきた、一人ひとりの「できる」「好き」「やってみたい」といった気持ちに寄り添い、制度の枠にとらわれずその人に合わせた「居場所」や「持ち場」を考え、つなぐことが必要。
- このような積み重ねにより、「居場所」や「持ち場」のある人が地域に増え、かつて支援を受けた人が今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え・支えられる関係が循環し、人と人のつながりが継続していく。
- 地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切。

	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
取組内容 ※市区社協での取組	<ul style="list-style-type: none"> • 区社協の各相談支援を通じ、本人の意向に寄り添い、地域福祉コーディネーター等の地域関係者とも連携し、地域福祉活動につないでいる。つなぎ先はこれまで社協が活動支援してきた食事サービス、ふれあい喫茶などが多い。 • また、居場所づくりの取組として、「しまりす会（福島区）」「ひまわり会（此花区）」「ゆっくりくるり（淀川区）」「つるりっぶカフェ」など当事者会を創設、運営支援というところまですすめている区も複数ある。 • 生活支援体制整備事業がすすめる男性高齢者やひきこもりがちな高齢者を対象とした居場所づくりの取組みが数区であった。 		
量的成果（指標）	439世帯（令和7年3月末）		
質的成果	<ul style="list-style-type: none"> • 地域とのつながりがなかった方に地域の取組みを知ってもらい、活動参加につながるとともに、より身近な地域での見守りや声かけ体制につなぐことができています。 • 支援が必要な一人ひとりに寄り添った参加の場づくり、支援を行うことで、その人が持つ能力を發揮したり、その人らしさを發揮できる場となっている。また、場への参加から役割を持った参加へと、参加のステップアップも見られる。 • 当事者やその家族同士で情報交換や体験談を交わすことで、ピアサポートの場となっている。 • 生活のしづらさやハンディキャップを抱える方の特性や特技、関心に寄り添った場を丁寧に調整することで継続した参加につながっている。 		
課題と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> • 参加の場はあるが、必要な方に情報が届くよう周知方法や情報提供の体制づくりが課題である。また、参加の場は単発のイベントで終わるのではなく、継続した取組みとなるよう支援が必要である。 • 参加が継続しないケースも多く、参加の場につないだ後もモニタリング等、継続支援の体制構築が必要である。 • 区社協や地域で取り組んでいる場への参加やきっかけづくりはできているが、それ以外の社会資源、地域資源をどのように開発し、連携していくかを検討していく必要がある。 • 支援が必要な方の中には、地域とのつながりを望まない方や支援を拒否する方も多くおられ、そのような世帯をどのように把握し、支援につなげていくかが課題 • 区社協内の部門間連携はもちろんのこと、包括的な相談支援・参加支援をおこなうためには、専門職等のネットワークを通じた連携、また専門職だけでなく多様な機関（NPO・団体等）の連携が重要である。 • 支えられながらも他の誰かを支える力を發揮する機会や、地域のつながりの中で困りごとを支え合う土壌、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備（話し合いの場をもつなど）をさらに推進する必要がある。 • 市社協としては、参加支援を進めるにあたり、区社協や担当職員によって参加支援の捉え方や考え方、支援の中での意識に差があるため、基本的な考え方や実践上のポイントを改めて整理・発信する必要があると考えている。令和6年度は、各区社協から改めて事例を収集し、相談支援から参加支援について、視点や支援方法を冊子としてまとめた。さらに、令和7年度は、「参加支援のための場づくり・地域づくり」をまとめる予定としている。 		



出典：厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト